

事業者が実施する活動における
「フード・コミュニケーション・プロジェクト（FCP）」
ロゴマークの使用について

農林水産省

平成22年3月31日制定

平成22年4月1日施行

平成22年4月16日改訂

平成23年9月1日改訂

はじめに

フード・コミュニケーション・プロジェクト（FCP）では、参加事業者にとっての「立ち返るべき原点」を明確にすること、新たな事業者にFCPへの参加を呼びかける契機とすること、そして消費者からのFCPへの理解と共感を獲得することを目的に、プロジェクト・アイデンティティを策定いたしました。これに伴い、参加事業者の皆様、本運動への参加を企業・団体内外に広くアピールしていただくために使用できるロゴマーク及びキャッチフレーズを作成いたしました。

本規約は、参加事業者の皆様が安心してロゴマークを使っていただくために必要と思われるルールをとりまとめたものです。内容を良くお読みいただき、ご同意の上、ロゴマークを積極的に使用してください。

なお、フード・コミュニケーション・プロジェクトの名称を使用する場合には、ロゴマークを使用するよう努めてください。

「フード・コミュニケーション・プロジェクト (FCP)」

ロゴマーク使用規約

1. 目的

本使用規約は、農林水産省が著作権を有するフード・コミュニケーション・プロジェクト ロゴマーク（以下「マーク」という）を使用する者（以下「使用者」という）が、遵守すべき事項を定めるものです。

農林水産省は、使用者が本使用規約を遵守することを条件として、マークの使用を許諾するものであり、使用者がマークを使用した場合には、本使用規約の条件を承諾したものとみなします。

2. マークの位置づけ

マークは、フード・コミュニケーション・プロジェクト（以下、「FCP」という）の趣旨に賛同し、消費者の「食」に対する信頼の向上に向けた活動を積極的に推進する、という意味を表明するものです。特定の商品及び企業・団体の活動内容を保証するものではありません。

3. マーク使用の条件

FCPの基本理念及び行動指針に賛同し、FCP情報共有ネットワークに参加登録することを条件とします。

4. マーク使用の範囲

マークの使用に際しては、本使用規約及び別に定める「ロゴマークデザインマニュアル」に従い、許諾された範囲内で使用してください。

(1) 食品以外への使用（用途分類A）

食品関連の特定の商品の告知や販売・広告活動以外に使用する場合は、マークをそのまま使用することができます。

(2) 食品への使用（用途分類B）

食品関連の特定の商品の告知や販売・広告活動に使用する場合は、マークにキャッチフレーズを併記してご使用ください。

5. マーク使用にあたっての手続き

マークの使用にあたっては、事前の申請が必要となります。農林水産省宛に別紙様式1（用途分類A用）または、別紙様式3（用途分類B用）に定める「ロゴマーク使用申請書」を郵送にて提出してください。その際、様式3は一用途につき一枚ずつ提出してください。

なお、用途分類Bの申請には、FCPホームページ上での「ベーシック16」の公開が必要となります。FCPホームページの「ベーシック16」のページから登録を行ってください。

手続き完了後、使用者はFCPホームページのネットワーク会員専用ページより、マークをダウンロードして使用することができます。

農林水産省は、マークの使用申請及び使用に当たって、必要に応じて条件をつけることができるものとします。

送付先 〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
農林水産省 食料産業局 企画課 食品企業行動室 FCP事務局 宛

<p>ロゴマーク 基本デザイン</p>		
<p>キャッチフレーズ</p>	<p>信頼結ぶネットワーク</p>	
<p>用途分類</p>	<p>A. 食品以外に使用： 食品関連の特定の商品の告知や販売・ 広告活動以外に使用する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業・団体がFCP に参加していることを表明するもの ・FCP に関連して開催するセミナーや研修、イベントなど ・FCP に関連して開発された商品やサービス（食品関連の特定の商品を除く）及び、その告知や販売・広告活動 	<p>B. 食品に使用： 食品関連の特定の商品の告知や販売・ 広告活動に使用する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品関連の特定の商品の包装・パッケージ ・食品関連の特定の商品の販売・広告活動
<p>用 法</p>	<p>キャッチフレーズの併記は任意。</p> <div style="text-align: center;">  </div>	<p>必ず、キャッチフレーズを併記。</p> <div style="text-align: center;">  </div>
<p>マーク使用に必要な手続き</p>	<p>FCP 情報共有ネットワークへの登録 ↓ 本規約に同意 ↓ ロゴマーク使用の申請（別紙様式1） ↓ 農水省（FCP 事務局）からの 使用許諾（別紙様式2） ↓ 使用開始</p>	<p>F CP 情報共有ネットワークへの登録 ↓ 本規約に同意 ↓ 「ベーシック16」の公開 ↓ ロゴマーク使用の申請（別紙様式3） ↓ 農水省（FCP 事務局）からの 使用許諾（別紙様式4） ↓ 使用開始</p>

注) 用途A、Bの分類については、「FCPロゴマークの使用に関するFAQ」をご参照ください。

6. マークの使用料

マークは、無償で使用することができます。

7. 使用者の義務

- (1) 使用者は、関係法規、本使用規程及び「ロゴマークデザインマニュアル」、その他農林水産省が定める規則類を遵守するとともに、FCPの趣旨に反した使用がなされないように細心の注意を払う義務を負うものとします。また、マークの信用またはイメージを損なうおそれのある一切の行為を行わない義務を負うものとします。
- (2) 使用者は、第三者がマークの著作権やその他の権利を侵害し、または侵害しようとしている事実を発見した場合は、農林水産省に通知する義務を負うものとします。
- (3) 使用者は、マークの使用に関係する第三者との係争、審判、訴訟等については対応を農林水産省と協議して決定するものとし、係争、審判、訴訟等に要した費用（合理的な弁護士費用及び訴訟費用等を含む）は、使用者が負担するものとします。
- (4) 使用者がマークの使用に関係して第三者に損害を与えた場合には、当該使用者がその損害について全責任を負うものとし、農林水産省、その他の第三者は一切の損害、損失または責任を負わないものとします。
- (5) 使用者は、毎年12月末日までにマーク使用実態の報告（別紙様式5「FCPロゴマーク使用報告書」）を行うものとし、農林水産省から要請があった場合、マークを使用したものの提出などを行うものとします。

8. マーク使用の禁止事項

以下のような使用は禁止します。

- ◇企業・団体が提供する特定の商品、サービス及びその他の活動の内容を保証するような使用、又は保証すると誤認させるような使用
- ◇ロゴマークデザインマニュアルに反する使用
- ◇法令や公序良俗に反すると認められるような使用
- ◇農林水産省の認めない募金活動と関連づけての使用
- ◇その他、FCPの趣旨に反すると認められるような使用

9. マークの不適切な使用などにあたっての措置

使用者が本使用規程、「ロゴマークデザインマニュアル」、FCP基本理念及び行動指針に違反、また運動の趣旨に反する行為や、法令や公序良俗に反する行為を行ったと農林水産省が認めた場合、必要に応じて次の措置を順次講ずることとします。

- ◇是正のための改善要求
- ◇警告
- ◇情報共有ネットワーク参加登録の取り消しやマーク使用許諾の取り消し
- ◇企業名・団体名の公表
- ◇法的措置

10. マークの使用期間

使用期間は使用開始から1年としますが、特別な問題がない場合は、使用者が情報共有ネットワーク参加登録している期間は1年ごとに自動更新とします。

以上

FCPロゴマークの使用に関するFAQ

Q1 FCP（フード・コミュニケーション・プロジェクト）のロゴマークは食品事業者しか使えないのですか？食品事業者ならだれでも使えるのですか？

A FCP情報共有ネットワークに参加登録し、FCPの基本理念および行動指針に賛同する食品事業者、関連事業者・団体が使うことができます。ただし使用に際しては、その目的や方法などを農林水産省に事前に申請して、承諾を得る必要があります。

Q2 FCPのロゴマークにはどういう意味があるのですか？商品の認証とかを行っているものですか？

A FCPは、食品事業者、関連事業者、行政、消費者等の連携により、消費者の「食」に対する信頼の向上に取り組むプロジェクトです。ロゴマークは、このプロジェクトに参加していることを広く皆様に知っていただくためにつくりました。従って、食品関連の特定の商品、企業・団体の活動内容を保証するものではありません。

Q3 FCPネットワークに参加している食品事業者です。弊社のホームページにFCP専用ホームページのリンクを貼りたいと思いますが、バナーはありますか？

A webのリンクバナー用のロゴマークも用意してありますので、会員専用ページからダウンロードしてお使いください。FCPホームページへのリンクは、トップページにしてください。

Q4 「FCPロゴマーク使用規約」に用途の分類がありますが、具体的な使用例はどのようなものがありますか？

A たとえば、カタログなどの印刷物に使用する場合、掲載する場所によって分類が変わります。いくつかの使用例を示しますので、参考にしてください。

〈企業・団体がFCPに参加していることを表明するもの〉

●名刺・封筒などへの掲載 -----

⇒ 用途分類A



●HPへの掲載



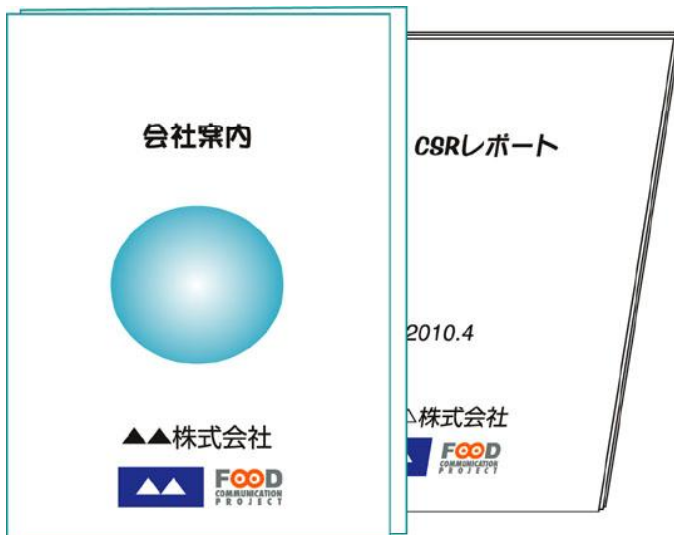
⇒ 用途分類A

トップページや会社概要、CSR報告等のページでFCPに参加していることを表明する場合は、用途分類Aとなります。なお、リンクを貼る際は、FCPのトップページへお願いします。

⇒ 用途分類B

食品関連の特定の商品の説明に使用する場合は、用途分類Bとなります。「ベーシック16」の公開が必要となります。

●会社案内、CSR報告書等への掲載



⇒ 用途分類A

表紙や裏表紙、事業活動について紹介するページへの掲載は、用途分類Aとなります。

〈特定の食品、包装・パッケージ〉



⇒ 用途分類B

食品関連の特定の商品の包装・パッケージなどに使用する場合は、用途分類Bとなります。「ベーシック16」の公開が必要となります。

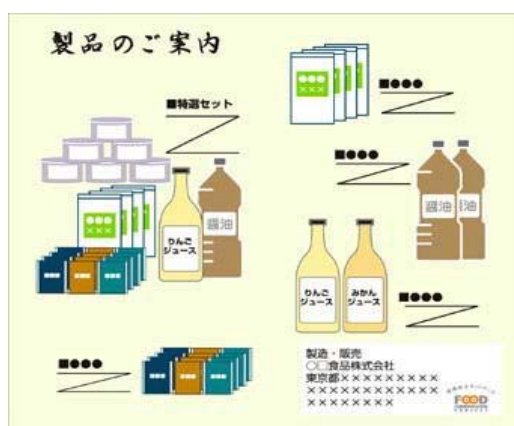
〈食品関連の特定の商品の販売・広告活動〉

●食品カタログ、パンフレット、チラシ等への掲載



⇒ 用途分類A

表紙や裏表紙、中面でも、企業・団体名等と併記するなど、食品関連の特定の商品の説明以外に使用する場合は、用途分類Aとなります。



⇒ 用途分類B

食品関連の特定の商品の説明に使用する場合は、用途分類Bとなります。

「ベーシック16」の公開が必要となります。



●店舗・売り場などで使用



⇒ 用途分類A

ファサード、ポスター、その他でFCPへの参加表明、取組の告知などに使用する場合は、用途分類Aとなります。



⇒ 用途分類B

食品関連の特定の食品の説明に使用する場合は、用途分類Bとなります。

「ベーシック16」の公開が必要となります。

●販売促進イベントなどで使用



⇒ 用途分類A

ブースの看板、ポスター、その他でFCPへの参加表明、取組の告知などに使用する場合は、用途分類Aとなります。



⇒ 用途分類B

食品関連の特定の商品の説明に使用する場合は、用途分類Bとなります。

「ベーシック16」の公開が必要となります。

Q5 ロゴマーク使用申請は複数の申請を一度にできますか？一度申請した後で、新たな用途に使用する場合、その都度、申請が必要ですか？

A 申請した用途等に変更が生じた場合は、再度、申請を行ってください。一度に複数の申請を同時に行うことは可能です。また、毎年12月末日までに、別紙様式5「FCPロゴマーク使用報告書」にて、使用報告を行ってください。

別紙様式 1 FCPロゴマーク使用申請書（食品以外への使用）

平成 年 月 日

農林水産省 御中

事業者の名称：

代表者氏名：

住 所：

「FCPロゴマーク使用規約」に同意の上、下記のとおりFCPロゴマークの使用を申請します。

記

FCPロゴマーク使用規約の定める目的に沿い、食品関連の特定の商品の告知や販売・広告活動以外の下記の活動において、ロゴマークを使用します。下記の活動のいずれにも該当しないものについては、予定している活動の具体的な内容を申請し、農林水産省による諾否の判断に従います。

【ロゴマークの使用目的】

使用目的を1つ以上選んでください。また、その具体的な内容（名称、使用場所等）を記入してください。

1. 企業・団体がFCPに参加していることを表明するもの
()
2. FCPに関連して開催するセミナーや研修、イベントなど
()
3. FCPに関連して開発された商品やサービス（食品関連の特定の商品を除く）及び、その告知や販売・広告活動
()
4. 上記の内容にあてはまらない使用方法
()

見 本

【マークの使用開始時期】

平成 年 月 日

使用にあたり、ロゴマークの適正使用の範囲に含まれないと農林水産省が認めた場合、またはFCPの活動趣旨に反するような行為、法令や公序良俗に反する行為を行ったと農林水産省が認めた場合など、ロゴマーク使用許諾の取消しなどの措置に従います。

※記入上の留意事項

1. 上記様式に記入が困難な場合は「別紙」とし添付する。

問い合わせ先

部署名：	
ご担当者名：	
TEL： - -	FAX： - -
e-mail	

別紙様式2 FCPロゴマーク使用許諾

平成 年 月 日

(申請者) 殿

FCPロゴマーク使用許諾書
(食品以外への使用)

農林水産省 食料産業局 企画課 食品企業行動室
フード・コミュニケーション・プロジェクト事務局

見 本

平成 年 月 日付で申請のあった食品以外へのFCPロゴマークの使用に当たって、本通知をもって使用を許諾します。

使用に際しては、「ロゴマーク使用規約」、「ロゴマークデザインマニュアル」を遵守してください。

毎年12月末日までに、使用報告を行ってください。

別紙様式3 FCPロゴマーク使用申請書（食品への使用）

平成 年 月 日

農林水産省 御中

事業者の名称：

代表者氏名：

住 所：

「FCPロゴマーク使用規約」に同意の上、下記のとおりFCPロゴマークの使用を申請します。

記

FCPロゴマーク使用規約の定める目的に沿い、食品関連の特定の商品の告知や販売・広告活動において、FCPロゴマークを使用します。下記の活動のいずれにも該当しないものについては、予定している活動の具体的な内容を申請し、農林水産省による諾否の判断に従います。

【マークの使用用途】

- 1. 食品関連の特定の商品の包装・パッケージへの使用

【商品名：】

【製造個数（予定）：】

- 2. 食品関連の特定の商品の販売・PR活動での使用

ポスター メディア広告 TVコマーシャル POP

カタログ、チラシ、パンフレットなど

【印刷物の制作部数：】

【配布の方、配布場所など：】

【メディア広告、TVコマーシャルの場合は媒体名：】

- 3. 上記の内容にあてはまらない使用方法

【】

【マークの使用開始時期】

平成 年 月 日

【マークの使用開始時期】

平成 年 月 日

使用にあたり、ロゴマークの適正使用の範囲に含まれないと農林水産省が認めた場合、またはFCPの活動趣旨に反するような行為、法令や公序良俗に反する行為を行ったと農林水産省が認めた場合など、ロゴマーク使用許諾の取消しなどの措置に従います。

※記入上の留意事項

- 1. 上記様式に記入が困難な場合は「別紙」とし添付する。

問い合わせ先

部署名：	
ご担当者名：	
TEL： - -	FAX： - -
e-mail	

別紙様式4 FCPロゴマーク使用許諾

平成 年 月 日

(申請者) 殿

FCPロゴマーク使用許諾書
(食品への使用)

農林水産省 食料産業局 企画課 食品企業行動室
フード・コミュニケーション・プロジェクト事務局

見 本

平成 年 月 日付で申請のあった食品へのFCPロゴマークの使用に当たって、本通知をもって使用を許諾します。

使用に際しては、「ロゴマーク使用規約」、「ロゴマークデザインマニュアル」を遵守してください。

毎年12月末日までに、使用報告を行ってください。

別紙様式5 FCPロゴマーク使用報告書

平成 年 月 日

農林水産省 御中

事業者の名称：

代表者氏名：

住 所：

電 話 番 号：

「FCPロゴマーク」を下記のとおり使用しましたので、報告いたします。

記

【マークの使用用途】

●食品以外への使用

目的に○をつけてください。

1. 企業・団体がFCPに参加していることを表明するもの
2. FCPに関連して開催するセミナーや研修、イベントなど
3. FCPに関連して開発された商品やサービス（食品関連の特定の商品を除く）及び、その告知や販売・広告活動
4. 上記の内容にあてはまらない使用法
(**見 本**)

上記の目的に関わる具体的な制作物等について、制作物の種類、数量、配布方法・場所、利用した媒体名などを記入してください。

- 会社案内・CSR報告など
()
- 名刺・封筒など
()
- 企業広告・ポスターなど
()
- 食品以外の商品
()
- 事務所や店舗内での表示
()
- カタログ、パンフレット、チラシなど
()
- Webサイト
()
- その他
()

【マークの使用開始時期】

平成 年 月 日～

●食品への使用

食品関連の特定の商品の包装 ・ パッケージへの使用

【商品名：】

【製造個数：】

食品関連の特定の商品の販売 ・ 広告活動での使用

ポスター メディア広告 TVコマーシャル POP

カタログ、チラシ、パンフレットなど

【印刷物の制作部数：】

【配布の方、配布場所など：】

【メディア広告、TVコマーシャルの場合は媒体名：】

上記の内容にあてはまらない使用方法

()

【マークの使用開始時期】

平成 年 月 日～

見 本

使用報告にあたりマークの適正使用の範囲に含まれないと農林水産省が認めた場合、またはFCPの活動趣旨に反するような行為、法令や公序良俗に反する行為を行ったと農林水産省が認めた場合など、ロゴマーク使用許諾の取消しなどの措置に従います。

※留意事項

1. 上記様式に記入が困難な場合は「別紙」とし添付する。

問い合わせ先

部署名：	
ご担当者名：	
TEL： - -	FAX： - -
e-mail	